

5 消安第 2613 号
令和 5 年 9 月 1 日

各都道府県知事

独立行政法人

殿

農林水産消費安全技術センター理事長

農林水産省消費・安全局長

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について

汚泥資源の有効活用を促進するための公定規格の見直しについて、次に掲げる省令及び告示が公布され、令和 5 年 10 月 1 日から施行されるので、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

- (1) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 43 号）
- (2) 令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1053 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）
- (3) 令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1054 号（特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件）
- (4) 令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1055 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）
- (5) 令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1056 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 7 条の 6 の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件）
- (6) 令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1057 号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件）

この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。

- ・法：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・規則：肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）
- ・公定規格：昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

記

第 1 菌体りん酸肥料について

1 新たな公定規格の設定

汚泥資源の有効活用を促進するため、汚泥資源を原料とする肥料のうち、「主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けた計画」（以下「品質管理計画」という。）に基づいて生産されたものであって、含有すべき主成分として、りん酸全量を保証することができる肥料については、成分保証が可能な肥料として生産できるよう「菌体りん酸肥料」という新たな規格を設定することとした。

また、「菌体りん酸肥料」は必ずりん酸全量を 1.0 % 以上保証しなければならないが、りん酸以外の主成分についても、公定規格の主成分別表第 1 に基づき、広く保証ができることとした。

なお、今般の公定規格の見直しは、現行の「汚泥肥料」（法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる肥料をいう。以下同じ。）に係る規格を何ら変更するものではない。

2 登録手続の区分

汚泥資源を原料として生産される普通肥料は、基本的には、その原料の特性からみて銘柄ごとの主成分が著しく異なる普通肥料であって、植物にとっての有害成分を含有するおそれが高いものであり、「汚泥肥料」として、農林水産大臣の登録を受けなければならない。一方、新たに規格が設定された「菌体りん酸肥料」は、品質管理計画に基づいて生産されたものであって、当該肥料の保証する主成分（以下「保証成分」という。）の分析及び管理が適正に行われることを通じて、保証成分が安定化することから、銘柄ごとに保証成分が著しく異なるものではない。このため、「汚泥肥料」には該当しない。

また、「菌体りん酸肥料」は、下水道の終末処理場、し尿処理施設又は工

場の排水処理施設から生じた汚泥資源を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの等を原料として使用した肥料であり、法第4条第1項第1号に規定する「化学的方法」以外の方法によって生産される普通肥料である。このため、同号に掲げる肥料には該当しない。

したがって、菌体りん酸肥料を業として生産しようとする者は、当該肥料について、原則として、同項第7号に掲げる肥料として、生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、菌体りん酸肥料の保証成分として、りん酸以外にけい酸、マンガン又はほう素等を主成分として保証する場合に限っては、同項第2号に掲げる肥料として、農林水産大臣の登録を受けなければならない。

3 他の肥料の原料としての取扱い

法第5条に規定する指定混合肥料及び公定規格に規定する化成肥料、配合肥料等は「汚泥肥料」をその原料として配合することができない。

他方、「菌体りん酸肥料」については、法第4条第1項第2号又は第7号に掲げる肥料に該当し、同項第3号に掲げる「汚泥肥料」には該当しないため、これらの原料として配合することができる。

第2 品質管理計画の大臣確認について

「菌体りん酸肥料」は、公定規格における「その他の制限事項」の欄において「農林水産大臣の確認を受けた計画に基づいて製造されたもの」である旨規定している。このため、当該肥料の登録申請に先立ち、品質管理計画について大臣の確認を受ける必要がある。

1 品質管理計画の確認手続

(1) 品質管理計画についての農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けようとする者は、品質管理計画を作成し、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して大臣確認の申請を行うものとする。なお、大臣確認の申請は、対象となる肥料の銘柄ごとに行うものとする。

(2) 品質管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 肥料の名称
- ③ 保証成分量
- ④ 生産する事業場の名称及び所在地

- ⑤ 品質管理計画責任者（大臣確認の申請等に関する業務を統括し、品質管理計画に基づく肥料の生産について責任を有する者であつて、菌体りん酸肥料の品質管理に関する十分な知識を有するものをいう。以下同じ。）の役職及び氏名
- ⑥ 肥料の原料管理等に関する事項
 - i 使用される原料の種類及び生産工程の概要
 - ii 肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量の変動しうるような原料の性状の変化が確認された場合の原料収集先との取決め内容
- ⑦ 肥料の品質管理に関する事項
 - i 定常時の分析計画（定常時の内容及び分析計画）
 - ii 非定常時の分析計画（非定常時の内容及び分析計画）
 - iii 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置
- ⑧ 教育訓練に関する事項
- ⑨ 品質管理計画の自己点検に関する事項その他の事項

（３）（１）により大臣確認の申請があつたときは、農林水産大臣は、５による調査結果の報告に基づき、当該申請に係る品質管理計画が、菌体りん酸肥料の保証成分の安定化を図るための基準として、次に掲げる基準に適合するかを確認し、その結果を別記様式第２号により当該申請を行った者に通知する。

ア 定常時の分析計画について

（ア）定常時の内容

品質管理計画書「肥料の原料管理等に関する事項」に記載した原料の種類を使用して、同「肥料の原料管理等に関する事項」に記載した生産工程で生産するときを定常時とするものであること。

（イ）分析計画

定常時に使用される原料の種類及び定常時の生産工程並びに保証成分の季節による変動等を踏まえ、原則として１年に４回以上の適切な頻度で、肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量について、分析を実施するものであること。

イ 非定常時の分析計画について

（ア）非定常時の内容

肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量の変動しうるような通常の生産状態とは異なるとき（定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加して使用したとき、定

常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更がされたものを除く。）で生産したときその他の肥料の性状が変化しうるようなとき）を非定常時とするものであること。

（イ）分析計画

非定常時の内容に応じて、適切な分析を実施するものであること。

ウ 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置

含有を許される有害成分の最大量を超え、又は保証成分量に満たない肥料が確認された場合は、当該肥料の出荷を防ぐことを確実にするため、これを識別し、管理する手順を定める等の適切な管理を行うものであること。

2 品質管理計画の変更確認等の手続

（１）大臣確認を受けた者は、品質管理計画の記載事項のうち、品質管理計画責任者を変更したときは、その変更の日から２週間以内に、当該変更に係る事項を別記様式第３号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

（２）大臣確認を受けた者は、品質管理計画の記載事項のうち、定常時の分析計画の変更を行うとき（定常時に使用される原料の種類に新たな原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加する変更を行うとき及び定常時の生産工程の変更（軽微な生産工程の変更を除く。）を行うときを含む。）、非定常時の分析計画の変更を行うとき又は公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置の変更を行うときは、品質管理計画を変更する１ヶ月前までに、別記様式第４号により、センターを経由して変更に係る大臣確認（以下「変更確認」という。）の申請を行うものとする。なお、定常時の分析計画の変更確認を受ける前であっても、定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）の追加又は定常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更がされたものを除く。）により生産された肥料については、非定常時の分析計画に基づき当該肥料を分析することにより、出荷して差し支えないものとする。

（３）（２）により変更確認の申請があったときは、農林水産大臣は、５による調査結果の報告に基づき、当該申請に係る品質管理計画が１（３）の基準に適合するか確認し、その結果を別記様式第５号により当該申請を行った者に通知する。

3 品質管理計画の更新の手続

- (1) 大臣確認の有効期間は、法第7条第1項の規定により菌体りん酸肥料の登録を受けた日から起算して3年とし、申請により更新することができるものとする。
- (2) 大臣確認の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の3ヶ月前までに、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に更新の申請を行うものとする。
- (3) (2)により更新の申請があったときは、農林水産大臣は、5による調査結果の報告に基づき、当該申請に係る品質管理計画が1(3)の基準に適合するか確認し、その結果を別記様式第7号により当該申請を行った者に通知する。

4 大臣確認の失効又は取消し

- (1) 品質管理計画は、菌体りん酸肥料の登録の有効期間が満了したとき若しくは登録がその効力を失ったとき又は大臣確認を受けた日から3年を経過する日までに法第6条第1項の規定に基づく菌体りん酸肥料の登録の申請がないときは、大臣確認の効力を失うこととなる。

菌体りん酸肥料の登録の有効期間が満了したとき又は登録がその効力を失ったときは、当該登録を受けていた者は、法第15条第1項の規定に基づき、都道府県知事又は農林水産大臣に効力を失った事由及びその年月日を届け出ることとなる。この場合、当該肥料について大臣確認を受けた者は、遅滞なく、その旨を別記様式第8号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、1(3)、2(3)又は3(3)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）について、センターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

また、大臣確認を受けた日から3年を経過する日までに登録の申請がないときは、大臣確認を受けた者は、遅滞なく、確認書について、センターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

- (2) 農林水産大臣は、品質管理計画が1(3)の基準に適合しなくなったと認めるとき又は大臣確認を受けた者が生産する肥料が品質管理計画に基づいて生産されたものではないと認めるときは、当該大臣確認を取り消すことができる。この場合、農林水産大臣は、大臣確認を取り消す旨を別記様式第9号により大臣確認を受けた者に通知するとともに、大臣確認を受けた者は、遅滞なく、確認書について、センターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

5 センターの調査

- (1) 農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）は、1（1）、2（2）又は3（2）の申請があった場合において、センターに、当該申請が1（3）に掲げる基準に適合するかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。
- (2) センターは、（1）の調査を実施したときは、その結果を消費・安全局長に報告するものとする。

6 大臣確認を受けた肥料の名称等の公表

1（3）、2（3）若しくは3（3）の規定により農林水産大臣が1（3）の基準に適合する旨を申請者に通知したとき又は4（1）の規定により農林水産大臣が肥料の登録の効力が失った旨の届出を受けたとき若しくは4（2）の規定により農林水産大臣が大臣確認を取り消す旨を大臣確認を受けた者に通知したときは、消費・安全局長は、その旨をセンターに通知するものとする。センターは、当該通知に係る肥料の名称等について、センターのホームページに公表するものとする。

7 原料収集先の一覧表の作成

菌体りん酸肥料の登録業者は、別添により、原料ごとに、原料の種類、事業者名及び事業場の名称、事業場の住所、連絡先等を記載した原料収集先の一覧表を作成し、整理するものとする。

8 分析結果等の保存

菌体りん酸肥料の登録業者は、次に掲げる事項を記載した書類を2年以上保存するものとする。

- ① 定常時の分析結果
- ② 非定常時の分析結果
- ③ 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講じた措置の記録
- ④ 教育訓練を実施した記録
- ⑤ 品質管理計画の自己点検を実施した記録

9 消費・安全局長への報告

- (1) 菌体りん酸肥料の登録業者は、次に掲げる事項について、毎年1月から12月までの内容を取りまとめ、翌年の2月末までに、別記様式第10

号により、センターを経由して消費・安全局長に報告するものとする。

① 定常時の分析結果

② 非定常時の分析結果

③ 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講じた措置の記録

(2) 菌体りん酸肥料の登録業者は、定常時又は非定常時に分析を行った結果、含有を許される有害成分の最大量の超えた肥料が確認された場合は、速やかに、その旨を別記様式第 11 号により、センターを経由して消費・安全局長に報告するものとする。

10 その他の留意事項

菌体りん酸肥料の登録を行う者は、原則として、都道府県知事であり、品質管理計画の確認を行う者は農林水産大臣であるため、業務を行う上で双方が連携しつつ、菌体りん酸肥料の登録に係る事務の対応を行うことが求められるところ、連携を円滑に行うため、必要な情報共有を行うものとする。

(別添)

原料収集先の一覧表

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

肥料の名称

リスト作成・更新日

番号	原料の種類	事業者名及び 事業場の名称	事業場の住所	連絡先	備 考

(注)

- 1 「原料の種類」欄には、「排水処理活性沈殿物（下水）」「排水処理活性沈殿物（し尿）」「排水処理活性沈殿物（食品工業）」等の当該原料の種類を記載すること。
- 2 「連絡先」欄には、当該原料収集先の担当部署名及び電話番号等の連絡先を記載すること。

別記様式第 1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の菌体りん酸肥料の品質管理計画について、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表の規定による確認を求めます。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地

備考 確認を求める品質管理計画について、別紙を添付すること。

(別紙)

品質管理計画書

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

作成年月日：令和○年○月○日

大臣確認年月日：令和○年○月○日

変更履歴

変更 年月日	変更内容	変更理由	変更届出年月日 変更確認年月日

1 肥料の名称

2 保証成分量

3 生産する事業場の名称及び所在地

4 品質管理計画責任者の役職及び氏名

5 肥料の原料管理等に関する事項

（１）①使用される原料の種類

- ☐排水処理活性沈殿物（下水）
- ☐排水処理活性沈殿物（し尿）
- ☐排水処理活性沈殿物（食品工業）
- ☐排水処理活性沈殿物（その他工業）
- ☐排水処理活性沈殿物（焼成）
- ☐動植物質の原料

②生産工程の概要

（２）肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量の変動しうるような原料の性状の変化が確認された場合の原料収集先との取決め内容

6 肥料の品質管理に関する事項

（１）定常時の分析計画

①定常時の内容

定常時に使用される原料の種類：５の（１）の①のとおり。

定常時の生産工程：５の（１）の②のとおり。

②分析計画

- ・分析頻度（分析時期）
- ・分析項目
- 保証成分：
- 有害成分：ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛
- 水分
- ・分析方法

（２）非定常時の分析計画

①非定常時の内容

- i 定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加して使用したとき
- ii 定常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更がされたものを除く。）で生産したとき
- iii その他（ ）

②分析計画

（３）公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置

7 教育訓練に関する事項

8 品質管理計画の自己点検に関する事項その他の事項

備考

- 1 品質管理計画責任者が菌体りん酸肥料の品質管理に関する十分な知識を有する者として、必要な研修等を受講予定の場合は「品質管理計画責任者の役職及び氏名」に研修名及び受講予定日を併せて記載し、必要な研修等を受講した場合はその旨を証明する書類を添付すること。
- 2 肥料の原料管理等に関する事項
 - ・「使用される原料の種類」について、該当するものにチェックを入れること。
- 3 肥料の品質管理に関する事項
 - ・「定常時の内容」として、品質管理計画書の５の（１）の①に記載した原料の種類を使用して、５の（１）の②に記載した生産工程で生産するときに定常時と記載すること。
 - ・「定常時の分析頻度、分析項目及び分析方法」として、定常時に使用される原料の種類及び定常時の生産工程並びに保証成分の季節による変動等を踏まえ、原則として１年に４回以上の適切な頻度で、肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量について分析する等、適切な分析計画を記載すること。

- ・「非定常時の内容」として、肥料の保証成分、有害成分及び水分の含有量が変動しうるような通常の生産状態とは異なるとき（定常時に使用される原料の種類以外の原料の種類（動植物質の原料を除く。）を追加して使用したとき、定常時の生産工程以外の生産工程（軽微な変更がされたものを除く。）で生産したときその他の肥料の性状が変化しうるようなとき）を記載すること。
 - ・「非定常時の分析計画」として、非定常時の内容に応じて、適切な分析計画を記載すること。
 - ・「公定規格に適合しない肥料等が確認された場合に講ずる措置」として、含有を許される有害成分の最大量を超え、又は保証成分量に満たない肥料が確認された場合は、当該肥料の出荷を防ぐことを確実にするため、これを識別し、管理する手順を定める等の適切な管理方法を記載すること。
- 4 教育訓練に関する事項
- ・「教育訓練に関する事項」として、職員に対する必要な教育及び訓練を行い、職員に対する教育及び訓練の記録を作成する等、取り組む教育訓練について記載すること。
- 5 品質管理計画の自己点検に関する事項
- ・「品質管理計画の自己点検に関する事項」として、品質管理について定期的に自己点検を行い、自己点検の結果の記録を作成する等、取り組む自己点検について記載すること。
- 6 品質管理計画の変更
- ・品質管理計画の記載事項を変更した場合は、変更履歴を記録すること。変更内容が変更の届出又は変更確認の申請を要する場合は、変更届出年月日又は変更確認年月日を併せて記録すること。

別記様式第 2 号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇県〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった下記の菌体りん酸肥料の品質管理計画については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表に規定する品質管理計画で（あることを確認した／ないことを通知する）。

なお、当該品質管理計画に基づいて生産される肥料について、年 月 日までに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第6条第1項の規定による登録の申請をしなかった場合は、当該大臣確認は効力を失うので、御留意ありたい。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の住所
- 4 大臣確認の有効期間

年 月 日

農林水産大臣

備考：

- 1 確認した品質管理計画について、別紙を添付すること。
- 2 （）内の記載については、確認結果を記載すること。
- 3 下線部の日付は、指令日から3年後の日付を記載すること。
- 4 大臣確認の有効期間は、肥料の品質の確保等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた日から3年間とすること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知）第2の2の（1）の規定に基づき、 年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画のうち、品質管理計画責任者について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 品質管理計画責任者の役職及び氏名
（変更前）
（変更後）
- 2 変更年月日

備考

- 1 変更した品質管理計画について、別紙を添付すること。
- 2 当該品質管理計画に係る肥料の登録を受けた場合は、肥料の登録証の写しを添付すること。
- 3 品質管理計画責任者が菌体りん酸肥料の品質管理に関する十分な知識を有する者として、必要な研修等を受講予定の場合は「品質管理計画責任者の役職及び氏名」に研修名及び受講予定日を併せて記載し、必要な研修等を受講した場合はその旨を証明する書類を添付すること。

別記様式第4号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画について、下記のとおり変更したいので、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた肥料の名称
- 2 確認を受けた事業場の名称
- 3 確認を受けた事業場の所在地
- 4 変更する事項
（変更前）
（変更後）

備考

- 1 変更の確認を求める品質管理計画について、別紙を添付すること。
- 2 当該品質管理計画に係る肥料の登録を受けた場合は、登録証の写しを添付すること。

別記様式第 5 号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇県〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表に規定する品質管理計画で（あることを確認した／ないことを通知する）。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 大臣確認の有効期間

年 月 日

農林水産大臣

備考

- 1 確認した品質管理計画について、別紙を添付すること。
- 2 （）内の記載については、確認結果を記載すること。
- 3 大臣確認の有効期間は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により登録を受けた日又は同法第12条第2項の規定により更新を受けた日から3年間とすること。

別記様式第 6 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画について、下記のとおり更新したいので、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表の規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた肥料の名称
- 2 確認を受けた事業場の名称
- 3 確認を受けた事業場の所在地

備考

- 1 更新の確認を求める品質管理計画について、別紙を添付すること。
- 2 肥料の登録証の写しを添付すること。

別記様式第 7 号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇県〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付けで農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画について、年 月 日付けで申請のあった更新については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の2の（2）の表に規定する品質管理計画で（あることを確認した／ないことから、有効期間の満了後、別記様式第8号により失効した旨を届け出るとともに、確認書を返納されたい）。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 大臣確認の有効期間

年 月 日

農林水産大臣

備考

- 1 確認した品質管理計画について、別紙を添付すること
- 2 （）内の記載については、確認結果を記載すること。
- 3 大臣確認の有効期間は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により登録を受けた日又は同法第12条第2項の規定により更新を受けた日から3年間とすること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画に係る菌体りん酸肥料の登録については、有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（令和 5 年 9 月 1 日付け 5 消安第 2613 号農林水産省消費・安全局長通知）第 2 の 4 の（1）の規定に基づき、下記のとおり届け出るとともに、確認書を返納します。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 菌体りん酸肥料の登録番号

別記様式第 9 号

農林水産省指令 消安第 号

〇〇県〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付け第 号で確認をした品質管理計画については、年
月 日付けで昭和61年 2 月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保
等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 2 の（2）
の表による確認を取り消す。このため、確認書を返納されたい。

記

- 1 肥料の名称
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 大臣確認の取消しの理由

年 月 日

農林水産大臣

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画に基づいて実施した分析結果等について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知）第2の9の（1）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 品質管理計画

（1）肥料の名称

（2）事業場の名称

（3）事業場の所在地

（4）定常時の分析計画

ア 分析頻度

イ 分析項目

保証成分（りん酸全量その他主成分別表第1に基づき保証した成分）

有害成分（ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛）

水分

ウ 分析方法

（5）非定常時の分析計画

2 定常時の分析結果

分析日	保証成分量 未満の成分	有害成分最大量 超過の成分	水分量の 大幅な変動

--	--	--	--

注1)「分析日」の欄には、分析結果に記されている日付を記載すること。

注2)「保証成分量未満の成分」の欄には、保証成分に満たない成分が確認された場合はその成分名を、確認されなかった場合は「なし」を記載すること。

注3)「有害成分最大量超過の成分」の欄には、含有を許される有害成分の最大量を超えた成分が確認された場合はその成分名を、確認されなかった場合は「なし」を記載すること。

注4)「水分量の大幅な変動」の欄には、水分量が肥料登録時の分析結果から絶対値±20%を超える変動があった場合は「あり」を、なかった場合は「なし」を記載すること。

注5)必要に応じて、行を追加して記載すること。

注6)分析結果を添付すること。

3 非定常時の分析結果

分析日	分析実施理由 (非定常時の内容)	保証成分量 未満の成分	有害成分最大 量超過の成分	水分量の 大幅な変動

注1)「分析日」の欄には、分析結果に記されている日付を記載すること。

注2)「分析実施理由」の欄には、非定常時の具体的な内容を記載すること。

注3)「保証成分に満たなかった成分」の欄には、保証成分に満たなかった成分があった場合はその成分名を、なかった場合は「なし」を記載すること。

注4)「有害成分最大量超過の成分」の欄には、含有を許される有害成分の最大量を超えた成分が確認された場合はその成分名を、確認されなかった場合は「なし」を記載すること。

注5)「水分量の大幅な変動」の欄には、水分量が肥料登録時の分析結果から絶対値±20%を超える変動があった場合は「あり」を、なかった場合は「なし」を記載すること。

注6)必要に応じて、行を追加して記載すること。

注7)分析結果を添付すること。

4 公定規格に適合しない肥料等が確認された場合の措置

分析日	事案の詳細	原因	講じた措置

注1)「分析日」の欄には、分析結果に記されている日付を記載すること。

注2)「事案の詳細」の欄には、事案の背景やその内容を記載すること。

注3)必要に応じて、行を追加して記載すること。

以上

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた品質管理計画に基づいて実施した分析結果について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（令和 5 年 9 月 1 日付け 5 消安第 2613 号農林水産省消費・安全局長通知）第 2 の 9 の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 品質管理計画

（1）肥料の名称

（2）事業場の名称

（3）事業場の所在地

2 分析結果（別添のとおり）

3 その他

備考：

1 分析結果を添付すること。

2 「その他」には、含有を許される有害成分の最大量の超えた原因や今後講じる予定の措置、再発防止策等について、可能な範囲で記載すること。